議題１

平成 29 年度住宅市街地整備推進協議会事業報告

１　幹事会議の開催

第１回　平成 29 年 4 月 20 日（木）　於　国土交通省　住宅局　会議室

〈内容〉　① 平成 28 年度事業報告・決算報告

② 平成 29 年度事業計画・予算案の確認

③ 第 27 回全国会議議題等について

第２回　平成 30 年 1 月 26 日（金）　於　国土交通省　住宅局　会議室

〈内容〉　① 平成 30 年度当初予算概要の説明、密集市街地の整備の促進等についての説明

② 平成 29 年度協議会活動について

２　第 27 回住宅市街地整備推進協議会全国会議の開催

平成 29 年 6 月 15 日（木）、16 日（金）　於　大阪府

〈内容〉　① 平成 29 年度予算内容、事業計画等の説明

② 住市総等事業地区事例研究等

３　住宅市街地整備研修会

平成 29 年 7 月 27 日（木）、28 日（金）　於　大和ハウス東京ビル

〈内容〉　①住宅市街地総合整備事業・街なみ環境整備事業等の講演

②密集市街地整備、住宅耐震改修、街なみ環境整備事業等の取組事例紹介

４　ブロック

九州ブロック会議　平成 29 年 11 月 1 日（水）、2 日（木）　於 長崎県

各事業部会提案議題発表、現地研修等

中国・四国ブロック会議　平成 30 年 2 月 1 日（木）　於 鳥取市内

各事業部会提案議題発表意見交換、現地研修等

東海・北陸ブロック　「大規模な延焼火災が発生する危険性が高い市街地」を判断する指標の設定についての調査・研究を実施

以　上

住宅市街地整備推進協議会
平成29年度会計報告書・監査報告書(案)

	項　目	金　額	摘　要
収入の部	前年度繰越金	１，１１６，５４１円	平成29年４月５日時点
	年会費	２，２８８，０００円	
	全国会議参加費	２５１，１３６円	振込手数料控除
	預金利息	１７円	
	収入　計	３，６５５，６９４円	
支出の部	ブロック会議費	１２１，９９０円	会場費、貸切バス代等
	全国会議費	６１７，０１８円	会場費、貸切バス代、交通費等
	研修会負担金	６８２，０００円	住宅市街地整備研修会に係る負担金
	通信費	５，３８４円	郵送費用、振込手数料
	事務費	７８８，８１７円	ＨＰ維持管理費、事務局補助業務費
	支出　計	２，２１５，２０９円	
次年度繰越金		１，４４０，４８５円	

・　次年度繰越金の内訳

預金　１，４４０，４８５円

みずほ銀行九段支店　普通預金　Ｎｏ．２０９２４４７

住宅市街地整備推進協議会　１，４４０，４８５円

平成30年４月18日、上記のとおり会計報告致します。

事務局　　独立行政法人都市再生機構　ストック事業推進部事業推進課長　　関本　恒久

平成30年５月７日、上記について監査の結果、適正であることを報告致します。

監　査　　山梨県　県土整備部　建築住宅課長　渡井　攻

監　査　　兵庫県　県土整備部　まちづくり局　市街地整備課長　福澤　静司

第27回住宅市街地整備推進協議会全国会議（平成28年度）収支報告

	項　目	金　額	適　用
収入の部	参加費	251，136円	@3，000円×84人分（振込手数料控除）
	協議会負担金	365，882円	住宅市街地整備推進協議会予算より支出
	収入計	617，018円	
支出の部	会議費	445，448円	会場使用料、旅費等
	現地研修会費	171，570円	大型バスチャーター代金
	支出計	617，018円	

議題３

平成 30 年度　住宅市街地整備推進協議会事業計画（案）

会議名称等	内容	時期等
幹 事 会 議	・平成 29 年度事業報告・決算報告 ・平成 30 年度事業計画案・予算案 ・平成 31 年度要望事項等 ・意見交換	【第１回幹事会議】 ４月 18 日 於：国土交通省住宅局 会議室
	・平成 31 年度政府予算に係る説明 ・平成 30 年度活動状況報告 ・第 29 回全国会議について ・意見交換	【第２回幹事会議】 １月下旬予定 於：国土交通省住宅局 会議室（予定）
全 国 会 議	・平成 29 年度事業報告・決算報告 ・平成 30 年度事業計画案・予算案 ・平成 30 年度役員選出 ・国土交通省市街地住宅整備室講演 ・事例発表（５団体予定） ・現地研修会	【第 28 回全国会議】 ５月 24 日～25 日 於：富山県
住宅市街地整備研修	・国土交通省市街地住宅整備室より（予定） ・事業実施事例報告（予定）	７月 26 日～27 日 於：大和ハウス東京ビル （東京都千代田区）
ブロック活動	・ブロック会議、ブロック部会活動 ・平成 30 年度ブロック幹事等の選出 ・平成 31 年度政府予算に対する要望集約	～３月
ホームページ運営	・ホームページの更新	
そ　の　他	・名簿更新	

平成 30 年度 住宅市街地整備推進協議会予算（案）

区分	経費項目		予算額	備考
収入	繰越金		1,440,485 円	
	会費		2,268,000 円	
	（内訳）	地方公共団体等	2,108,000 円	【内訳】 ・20,000×105 団体 ・8,000×１団体 ・規約第 15 条第４項による会費免除団体　２団体※ ・規約第 15 条第５項による会費免除団体　５団体
		住宅金融支援機構	80,000 円	
		都市再生機構	80,000 円	
	計		3,708,485 円	
支出	会議費		250,000 円	【内訳】 ・中国・四国　150,000 円 ・九州　100,000 円
	全国会議開催費		1,000,000 円	
	研修会負担金		750,000 円	住宅市街地整備研修会
	印刷・通信費		50,000 円	
	庶務業務委託費		900,000 円	【内訳】 ・事務局委託　300,000 円 ・ホームページ作業・維持管理等　600,000 円
	予備費		758,485 円	
	計		3,708,485 円	

※平成 29 年度から3年間、平成 28 年熊本地震の被災地は会費免除（規約参照）

議題４

平成30年度役員選出（案）

（ブロック会議による選出）

① 幹事　＊：ブロック代表

北海道･東北ブロック	北海道*	秋田県
関東･甲信ブロック	埼玉県*	東京都
東海･北陸ブロック	愛知県*	静岡市
近畿ブロック	兵庫県*	京都市
中国･四国ブロック	高知県*	島根県
九州ブロック	宮崎県*	福岡県

（部会による選出）

② 部会幹事

	住市総事業部会	密集事業部会	街なみ事業部会
北海道･東北ブロック	青森県	秋田県	岩手県
関東･甲信ブロック	神奈川県	世田谷区	群馬県
	中野区	葛飾区	水戸市
	北区	茨城県	
	草加市	渋谷区	
東海･北陸ブロック	名古屋市	愛知県	石川県
近畿ブロック	大阪府	京都府	奈良県
	東大阪市	神戸市	
中国･四国ブロック	－	四国中央市	徳島県
九州ブロック	福岡市	宮崎県	福岡県

（全国会議による選出）

③ 協議会代表		横浜市
④ 協議会副代表		東京都
		富山県
		群馬県
⑤ 監査		千葉県
		和歌山県
⑥ 部会長	・住市総事業部会	青森県
	・密集事業部会	世田谷区
	・街なみ事業部会	徳島県

議題5

平成31年度 住宅市街地整備関係政府予算に対する要望事項

住宅市街地総合整備事業（拠点開発型）

No	要望事項	要旨	ブロック
1	予算の確保と配分	住宅市街地総合整備事業（拠点開発型）の計画的な推進のため、事業主体が必要とする額の予算確保と配分をお願いしたい。	北海道・東北
2	予算の確保と配分	事業を計画的に推進するためには、国の財政的支援が必要不可欠であることから、現行の補助制度を堅持し、必要となる予算の確保と配分をお願いしたい。	関東・甲信

住宅市街地総合整備事業（密集住宅市街地整備型）

No	要望事項	要旨	ブロック
1	予算の確保と配分	災害に強いまちづくりを進めるため、各自治体が事業を計画的に推進するためには、国の財政的支援が必要不可欠であることから、必要とする予算の確保、ならびに適切な配分をお願いしたい。	関東・甲信
2	個別建築物の建替えに係る制度の拡充について	木造住宅が広域に亘り密集している地域では、延焼遮断帯を形成する観点だけでなく、面的に不燃化を促進する必要がある。そのためには、老朽建築物の除却だけでなく、個別建築物を耐火性能の高い建築物にする整備費について、防火規制と併せること等により面的に補助対象とできるようお願いしたい。	関東・甲信
3	密集市街地整備の財源確保	〈要望要旨〉 南海トラフ巨大地震等に備えて、密集市街地における地区公共施設や延焼遮断帯の整備などを強力に進めるため、国費の重点配分を行うとともに、東日本大震災の復興事業と同等の特別な地方財政措置等を講じていただきたい。 ≪施策例≫ ・地方要望額に対する充分な国費の確保 ・南海トラフ巨大地震対策事業に係る地方債についても、東日本大震災の復興事業と同等の地方財 政措置とする（東日本大震災の復興事業に係る地方債は、起債充当率100%、後年度の元利償 還に対する交付税措置70%となっている。）	近畿
4	密集市街地整備を推進するための制度拡充及び財源の確保	〈要望要旨〉 〇社会資本整備総合交付金制度の基幹事業である「住宅市街地総合整備事業」における老朽住宅の建替えや除却等に対する補助制度の補助率の引き上げ、地方負担額の軽減措置を要望 （例） ・民間負担の軽減を図る観点から、「住宅市街地総合整備事業」による補助に加え、国単独の補　助を実施 ・地方の財源確保に向け、地方負担額について起債措置 〇「住宅市街地総合整備事業」における広場整備に関して、密集住宅市街地整備の推進の観点から、補助対象財産の処分の取扱いについて柔軟な運用を要望 〇密集市街地における総合的な環境整備に対して重点的な支援を行う「密集市街地総合防災事業」について、都市の防災骨格を形成する都市計画道路事業に係る財源の重点配分が可能となるよう、財源の確保を要望	近畿
5	老朽家屋除却後の跡地に対する固定資産税の軽減	密集市街地などにおける地震時等の延焼拡大の一因となる老朽木造賃貸住宅除却をより一層促進し、早急な地域改善を行っていくためにも、老朽木造賃貸住宅除却後の跡地に対して、平成32年度までの期間限定措置として、2年間を住宅用地の特例により固定資産税の軽減措置を講じられたい。	近畿
6	土地活用を促すための税の軽減措置	〈要望要旨〉 老朽建築物の除却等を促進し、土地活用を促すため、所得税や固定資産税等を軽減する制度を創設するとともに、それに伴い税収減となる市に対する助成措置を行っていただきたい。 ≪施策例≫ ・老朽建築物を除却した土地の売買時に発生する、登録免許税、不動産取得税、所得税などについては、税率の軽減や控除を行う ・老朽建築物を除却した敷地について、更地であっても一定期間、住宅用地特例並みに固定資産税を軽減 ・税の軽減措置に伴い税収減となる市に対する助成措置	近畿

住宅市街地総合整備事業（都市再生住宅等整備事業）

No	要望事項	要旨	ブロック

街なみ環境整備事業

No	要望事項	要旨	ブロック
1	予算の確保と配分について	・平成30年度に新たに認定を受ける歴史的風致維持向上計画の重点区域を含む地区について新規事業地区として要望しているが、歴史的に価値の高い建造物の計画的な保存・活用を図ることができるよう、事業主体が必要とする予算の確保及び配分をお願いしたい。 ・事業を計画的及び継続的に推進するため、事業主体が必要とする予算の確保と配分をお願いしたい。	北海道・東北
2	予算の確保と配分	事業を計画的に推進するためには、国の財政的支援が必要不可欠であることから、現行の補助制度を堅持し、必要となる予算の確保と配分をお願いしたい。	関東・甲信
3	予算の確保と配分	歴史的価値の高い建造物や風情ある街なみが数多く現存しており、地域の歴史や資源を活用した街なみ環境整備を進めていくために必要となる、「歴史的風致維持向上計画」を策定して取組む街なみ環境整備事業について、重点計画への位置付け、予算の確保及び重点配分を要望する。	近畿
4	街なみ環境整備事業	地区施設等の整備に際して、用地の先行取得が可能となるような制度改正・拡充をお願いしたい。	九州

住宅・建築物安全ストック形成事業・耐震対策緊急促進事業

No	要望事項	要旨	ブロック
1	平成30年度までとされている時限措置の延長	平成30年度末までに耐震改修のための設計に着手することが要件となっているが、対象建築物の所有者が今後の施設のあり方や経営方針の決定に時間を要しており、平成30年度末までに設計に着手できない施設が数多くあることから、平成31年度以降に設計に着手したものについても対象となるよう時限措置の延長を要望する。	北海道・東北
2	耐震対策緊急促進事業の適用期限の延長	対象建築物は耐震改修工事の着手までに時間を要するものが多いことから、引き続き、これらの建築物の耐震化を推進するため、事業の適用期限を延長し、現行補助制度の継続をお願いしたい。	関東・甲信
3	耐震診断義務付け建築物の補助率拡充措置の期間延長について	緊急輸送道路沿道建築物や避難所等の中から耐震診断義務付け建築物を指定し、耐震化を促進していくため、住宅・建築物安全ストック形成事業、耐震対策緊急促進事業ともに、割り増し適用期限の延長をお願いしたい。	関東・甲信
4	補助率の拡充、地方負担額の軽減	住宅・建築物の耐震改修は、所有者にとって費用負担が非常に大きいことから、耐震化を強力に進めるため、国の補助制度の限度額及び補助率の引き上げを要望する。	関東・甲信
5	住宅・建築物の耐震改修費補助への補助率の拡充、地方負担額の軽減	〈要望要旨〉 ○「住宅・建築物安全ストック形成事業」における耐震改修費補助制度の補助率の引き上げ、地方負担額の軽減措置を要望 例）民間建築物の耐震改修費に対する補助率２３％を２／３へ引き上げ 民間建築物の耐震化に対する補助の地方負担部分に起債充当措置 ○耐震診断が義務付けられる建築物を対象とした「耐震対策緊急促進事業」の期限の延長と耐震改修補助に対する国費率や補助率の引き上げ、地方負担額の軽減措置を要望 例）交付金と補助金とを合わせて国費率１／３を１／２へ引き上げ 本事業の地方負担部分に起債充当措置	近畿

6	天井の耐震改修工事費に対する補助対象限度額の撤廃、補助率の引き上げ	〈要望要旨〉 ・東日本大震災において、体育館、劇場、ホールなどの大規模空間の吊り天井が脱落する被害が多数生じた。 ・本市においても、南海トラフ巨大地震や上町断層帯地震の発生が危惧されており、震災時の迅速かつ円滑な応急対策活動や施設利用者の安全を確保するため、市設建築物の特定天井脱落対策の推進は喫緊の課題である。 ・平成29年度国家予算において、「住宅・建築物ストック形成事業」における「天井の耐震改修に関する事業」の補助対象限度額については、耐震改修の内容に応じて一定増額されたところであるが、本市の実績等を踏まえると十分ではない。 ・特定天井脱落対策を強力に進めるためには、国の補助制度の拡充や財源確保が必要である。 ■要望概要 〇「住宅・建築物安全ストック形成事業」における「天井の耐震改修に関する事業」の建築物に係る要件の緩和、補助対象限度額の撤廃及び補助率の引き上げを要望 ・対象となる建築物 （災害時に重要な機能を果たす建築物または固定客席を有する劇場等）⇒全ての建築物を対象 ・対象となる建築物の規模 （延床面積1,000㎡以上かつ3階建て以上）　⇒全ての建築物を対象 ・補助対象限度額 1）ネット等による落下防止措　13,400円／㎡　⇒限度額なし 2）天井の耐震改修（1）・3）を除く）　31,000円／㎡　⇒限度額なし 3）天井の耐震改修（構造計算が必要なものに限る）70,000円／㎡　⇒限度額なし ・補助率（1／3又は11.5%等）　⇒　一律　1／3	近畿
7	耐震対策緊急促進事業の時限措置期限の延長	平成27年度に広島県が広域緊急輸送道路を指定し，その沿道建築物を「要安全確認計画記載建築物」として位置付け，約200棟に耐震診断の実施を義務付けました。岡山県でも平成28年度から3ヶ年かけ指定しており、これらを受け，その所有者等が，補助を活用し耐震診断を実施しているところです。 これらの建築物について，喫緊に耐震化を図る必要があることから，県内市町に対して，耐震改修等の工事に対する助成制度の創設を働きかけているところです。 しかしながら，耐震改修工事等を行う場合，多額の費用を要するため，建物所有者に対する負担軽減策が必要と考えますので，現在，平成31年3月31日までの時限措置で整備されている耐震対策緊急促進事業について，平成31年度以降も，継続して活用ができるよう，期限の延長を強く要望いたします。	中国・四国

社会資本整備総合交付金

No	要望事項	要旨	ブロック
1	予算の確保と配分	社会資本整備総合交付金の内示率は例年厳しい状況が続いている。事業を計画的及び継続的に推進するため、現行の交付金制度を堅持し、事業主体が必要とする予算の確保及び各自治体の実情を踏まえた適切な配分をお願いしたい。	関東・甲信
2	予算の確保と配分	事業を計画的に推進するためには、本交付金にによる国の財政的支援が必要不可欠であるため、事業主体が必要となる要望額の確保及び配分をお願いしたい。	東海・北陸
3	住宅市街地総合整備事業等に必要な事業量見合いの財源を確保されたい	社会資本整備総合交付金のH29年度の配分額が、要望額を大幅に下回っており、現状のままでは事業執行に多大な影響が出ることが見込まれるため。	中国・四国

市街地再開発事業

No	要望事項	要旨	ブロック
1	予算の確保と配分について	事業を計画的に推進するためには、国の財政的支援が必要不可欠であるため、特に重点計画事業について、必要となる予算の確保と配分をお願いしたい。	北海道・東北
2	予算の確保と配分	事業を計画的に推進するためには、国の財政的支援が必要不可欠であることから、現行の補助制度を堅持し、必要となる予算の確保と配分をお願いしたい。	関東・甲信
3	予算の確保と配分	中心市街地での著しい人口減少により、都市の拡散と空洞化が進行しており、都市再生に向け、都市の外縁部への拡大を止め、あわせて既成市街地などの拠点整備を進めていくために必要である、市街地再開発事業について、予算の確保及び各自治体の実情を踏まえた適切な配分を要望する。	近畿

優良建築物等整備事業

No	要望事項	要旨	ブロック
1	予算の確保と配分	事業を計画的に推進するためには、国の財政的支援が必要不可欠であることから、現行の補助制度を堅持し、必要となる予算の確保と配分をお願いしたい。	関東・甲信
2	基本計画等作成等事業での要望地区の弾力的な運用について	・法定再開発事業では都市計画及び事業認可などの手続きを踏まえ、要望地区を定めることになるが、計画コーディネートなどの基本計画等作成等事業では、複数地区から相談を受けており、早期に着手したいとの声がある。その中からいつ事業が本格化されるか分からず、要望地区の選定に苦慮している。次年度確実に事業化されそうな地区を要望するようにしているが、想定どおりとならないことがある。ついては、要望地区を箇所付けとすることなく、中心市街地活性化基本計画区域内などの一定エリアに持たせるような柔軟な運用を可能にし、より事業推進を支援できるように要望をしたい。	東海・北陸
3	優良建築物等整備事業の予算確保について	都市機能の集約・再編等によるコンパクトシティ施策の推進にあたり，拠点地区への拠点誘導施設の誘導を促進するための支援の強化や拠点地区における市街地整備手法の充実など，地方自治体への支援を頂いているが，今後，優良建築物等整備事業などの市街地整備を行ううえで，事業の予算確保に努めて頂くよう要望する。	中国・四国

その他

No	要望事項	要旨	ブロック
1	狭あい道路整備等促進事業の平成31年度以降の事業期間延長及び十分な地方財政措置	狭あい道路を含む生活道路は、単に市民生活の基盤としての役割のみでなく、「円滑な消防、救急活動」や「日照、防災（延焼防止）」など、さまざまな役割を担う。 一昨年の「糸魚川大火（新潟県）」では密集市街地が焼け野原となり、特に密集市街地における狭あい道路の整備促進が喫緊の課題と再認識したところである。 このような中、当事業は予算措置率が低く計画通りに進まないことに加え、制度自体が平成30年度に終了する予定など、将来の財政負担増が懸念されている。 現在、いまだに未整備路線も多く、短期間で全て解消するものではないため、長期的視点に立ち、計画的な実施が必要である。 ついては、当事業の平成31年度以降の事業継続と国の安定的な地方財政措置を強く要望する。	東海・北陸
2	防災街区整備事業交付対象事業の算定方式の特例における交付対象事業の拡充	防災街区整備事業において、都市機能誘導区域内や地震時等に著しく危険な密集市街地内等で実施される事業にかかる共同施設整備費及び土地整備費の対象額については、1.20または1.35の係数を乗じることができる算定方式の特例がありますが、防災街区整備事業で実施する地区公共施設等整備についても同様の算定方式の特例を適用されたい。 防災街区整備事業は、密集市街地を解消するために防災施設建築物の整備と併せて主要生活道路や公園等の公共施設が一体的に整備できる有効な事業手法であることから、防災街区整備事業で実施する道路や公園等の地区公共施設等整備費についても共同施設整備費等と同様の算定方式の特例を適用されたい。	近畿
3	狭あい道路整備事業期間延長及び隣地取得補助制度の新設	本市では、防災街区整備地区計画区域内の４ｍ未満の狭あい道路において、狭あい道路整備等促進事業を活用し道路空間の確保を行っております。当事業は事業期間が平成３０年度までとなっておりますが、引き続き狭あい道路の解消を進めるため、事業期間の延長を要望します。 また、本市では、密集市街地において、住民や民間事業者による自発的な土地利用更新を促進し、防災性の向上を図るため、隣接する狭小地や無接道地を取得し、住宅を建築した場合の補助制度を検討しておりますが、財政状況も厳しいこともあり、補助制度の新設を要望します。	近畿
4	狭あい道路整備等促進事業の継続について	市街地の生活道路には，依然として幅員４ｍ未満の道路が数多く存在し，日常の交通を始め，救助活動や緊急・災害時の避難，採光・通風などの居住環境の支障となっています。そのため，このような狭あい道路の解消は，都市再生を図る上で，喫緊の課題となっているとともに取り組むべき重要事業でもあることから，狭あい道路整備等促進事業を終了することなく引き続き継続していただくとともに，適切な財政措置を講じていただくよう強く要望いたします。	中国・四国

【参考】

住宅市街地整備推進協議会規約

（名称）

第１条　本会は、住宅市街地整備推進協議会（以下、「協議会」という。）という。

（目的）

第２条　協議会は、住宅市街地における美しい景観形成、安全で快適な居住環境の創出、都市機能の更新又は良質な市街地住宅の供給等を推進するために設けられた住宅市街地総合整備事業、優良建築物等整備事業、街なみ環境整備事業、市街地再開発事業、防災街区整備事業等（これらに係る社会資本整備総合交付金等による事業を含み、以下、「住宅市街地総合整備事業等」という。）の的確かつ効果的な展開を図るため、関係団体相互の連絡提携を密にし、もって良質な住宅市街地の整備に寄与することを目的とする。

（事業）

第３条　協議会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

一　住宅市街地総合整備事業等に関する意見及び情報の交換。

二　住宅市街地総合整備事業等の資料の収集。

三　住宅市街地総合整備事業等を促進するための関係機関との連絡及び折衝。

四　住宅市街地総合整備事業等に関する研修会等の開催。

五　住宅市街地の整備に関する調査研究。

六　前各号に定めるもののほか必要と認める事業。

（構成）

第４条　協議会は、都道府県、政令指定都市、独立行政法人住宅金融支援機構及び独立行政法人都市再生機構（以下「都市機構」という。）並びに住宅市街地総合整備事業等に関係する特別区、市町村、地方住宅供給公社及び住宅市街地の整備に関係する公益法人等（以下「会員」という。）をもって構成する。

（組織）

第５条　協議会に、協議会代表、協議会副代表、幹事、事務局及び監査を置く。

（ブロック）

第５条の２　協議会に、次のブロックを置く。

北海道・東北ブロック

関東・甲信ブロック

東海・北陸ブロック

近畿ブロック

中国・四国ブロック

九州ブロック

（協議会代表）

第６条　協議会代表は、協議会を総括する。

２　協議会代表は、定数を１とし、全国会議において会員の中より選出する。

３　協議会代表の任期は３年とする。

（協議会副代表）
第６条の２　協議会副代表は、協議会代表を補佐する。
２　協議会副代表は、定数を３とし、全国会議において会員の中より選出する。
３　協議会副代表の任期は２年とする。

（幹事及び事務局）
第７条　幹事は、ブロックごとに定数を２とし、会員の中より選出する。
２　幹事は、ブロックごとにブロック代表幹事を選出する。
３　幹事の任期は１年とする。
４　事務局は都市機構本社とし、公益社団法人全国市街地再開発協会がこれを支援する。なお、事務局の業務は、別に定める実施細則による。

（監査）
第８条　監査は、定数を２とし、全国会議において会員の中より選出する。
２　監査の任期は１年とする。

（運営）
第９条　協議会は、全国会議、幹事会議及びブロック会議によって運営する。

（全国会議）
第10条　全国会議は、全会員をもって構成する。
２　全国会議は、協議会代表が招集するものとし、毎年１回開催するほか、必要に応じて開催することができる。

（幹事会議）
第11条　幹事会議は、協議会代表、協議会副代表、幹事及び事務局をもって構成し、必要により他のものを参加させることができる。
２　幹事会議は、協議会代表がこれを招集する。
３　幹事会議は、協議会の目的を遂行するために必要な事業の推進にあたる。

（ブロック会議）
第12条　ブロック会議は、別表のブロックごとに設置する。
２　ブロック会議は、必要に応じてブロック代表幹事がこれを招集する。
３　ブロック代表幹事は、協議会に関する事項についてブロック内の連絡及び調整を行い、ブロック会議を代表する。
４　ブロック会議の事務は、ブロック代表幹事がこれを行う。

（部会）
第13条　第３条にかかげる事業の遂行のために、必要に応じて協議会に部会を設置することができる。
２　部会の構成、組織及び運営は、幹事会議において定める要綱による。

（関係省庁の協力）
第14条　協議会は、第３条にかかげる事業の遂行のために、国土交通省に対して必要な協力を求めるものとする。

（運営費）
第15条　協議会の予算は事業計画の中で定め、年会費及び会議分担金等により運営する。
２　会員が負担する年会費は金２０，０００円とする。ただし、独立行政法人住宅金融支援機構及び都市機構は、金８０，０００円とする。
３　前項の規定にかかわらず、部会の要綱で特に定めた会員については年会費を減額することができる。
４　前二項の規定にかかわらず、著しく激甚な災害に被災した会員については、次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は最大で３年間の年会費を免除することができる。
一　大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）第9条の規定に基づき都道府県復興方針を定めた都道府県及びその都道府県内の会員である。
二　住宅市街地の整備に関係する甚大な災害に被災したと協議会が認めた会員である。
５　前三項の規定にかかわらず、住宅市街地の整備に関係する公益法人等は、次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は年会費を免除する。
一　母体の地方公共団体が協議会の会員である。
二　すまいづくりまちづくりセンター連絡協議会に参加している。

（会計年度）
第16条　協議会の会計年度は、毎年４月１日より翌年３月３１日までとする。

（改正等）
第17条　この規約に定めのない事項及び規約の改廃は、全国会議の議を経てこれを行う。

附　則
（施行期日）
第１条　この規約は、平成２年１２月１２日から施行する。

（経過措置）
第１条　第６条第３項に定める任期については、平成８年度に限り１年とする。

附　則
（施行期日）
第１条　この規約は、平成１６年６月２４日から施行する。ただし、第４条中「都市基盤整備公団」とあるのは「独立行政法人都市再生機構（以下「都市機構」という。）」とし、第７条、第15条及び第12条別表中「都市基盤整備公団」とあるのは「都市機構」として、平成１６年７月１日から施行する。

附　則
（施行期日）
第１条　この規約は、平成１７年６月２３日から施行する。

附　則
（施行期日）
第１条　この規約は、平成１９年６月７日から施行する。

附　則

（施行期日）
第１条　この規約は、平成２２年６月１７日から施行する。

附　則
（施行期日）
第１条 この規約は、平成２３年６月２３日から施行する。

附　則
（施行期日）
第１条 この規約は、平成２４年５月３１日から施行する。

附　則
（施行期日）
第１条　この規約は、平成２６年５月２２日から施行する。

附　則
（施行期日）
第１条　この規約は、平成２８年５月２６日から施行する。
（経過措置）
第２条　改正前の規約第 15 条第４項の規定による年会費免除会員は平成２８年度末までその適用を受ける。

【参考】

住宅市街地整備推進協議会　事務局業務実施細則

（通則）

第1条　住宅市街地整備推進協議会（以下「協議会」とする。）規約第７条の４に定める事務局（「以下「事務局」とする。」）が行う業務の内容については、以下のとおりとする。

（事務局が行う業務の内容）

第2条　事務局は、次条に規定する業務を除き、次の各号に掲げる業務を行うこととする。

一　全国会議等に係る業務

イ　全国会議の事務局業務

ロ　幹事会議の事務局業務

二　会員情報管理、広報に係る業務

イ　入退会管理

ロ　協議会活動の広報窓口

三　会計等に係る業務

イ　協議会資産帳簿類の管理

ロ　各種会計事務

ハ　年度予算に係る執行管理、決算及び監査に係る対応

（公益社団法人全国市街地再開発協会からの支援）

第3条　公益社団法人全国市街地再開発協会が支援する業務は、次のとおりとする。

一　住宅市街地整備研修会に関する業務

二　書籍販売に関する業務

三　その他庶務的業務

（事務局業務に要する経費）

第4条　事務局及び公益社団法人全国市街地再開発協会は、業務に要する経費について、協議会へ請求することができる。

附　則

（施行期日）

第1条　この細則は、平成 23 年 6 月 23 日より施行する。

附　則

（施行期日）

第1条　この細則は、平成 26 年 5 月 22 日より施行する。